



「家庭教育を実践する日」

# News Letter

令和8年3月号

## 「子どもの権利」 家庭の小さな一歩から

ぎふっこまんなか社会を目指して

家庭教育は、子どもの健やかな成長を支える大切な時間。岐阜県では、全ての子どもが権利の主体として尊重され、夢や希望を持ちながら、健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「ぎふっこまんなか社会」を目指しています。

今回は、国連で採択された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に基づき、家庭で簡単にできる取組をご紹介します。

- 「児童の権利に関する条約」4つの権利
  - ・ 生きる権利
  - ・ 育つ権利
  - ・ 守られる権利
  - ・ 参加する権利

全ての子どもの生きる土台であり、大人はこの4つの権利を保障する責任があります。

### 家庭でできる3つの取組

- ① 「今日の気持ち」を聞く  
子どもが自分の考えや気持ちを話せる時間をつくることで自己表現を支えます。  
例：「今日一番楽しかったこと／嬉しかったことは何？」
- ② 「選ぶ」体験を増やす  
小さな選択を任せることで、意思を尊重する習慣が育ちます。  
例：夕食のメニューを一品選んでもらう、週末の遊び場所を相談する。
- ③ 「ありがとう」を伝える  
行動に感謝を言葉で伝えることで、自己肯定感が高まります。  
例：「手伝ってくれてありがとう」「話してくれてうれしいよ」

- 児童の権利に関する条約  
(こども家庭庁)



<https://www.cfa.go.jp/policies/international/convention>

### 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）を親子で見てください！

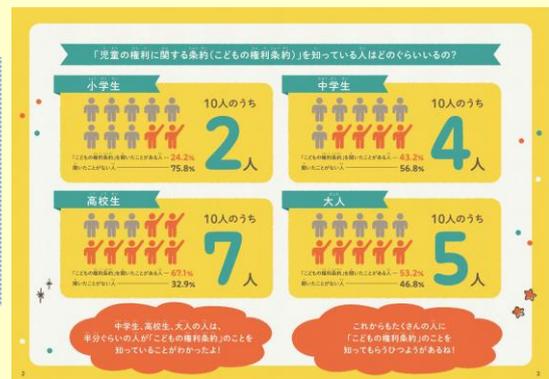
**第12条【意見を表す権利】**  
子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

**第31条【休み、遊ぶ権利】**  
子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

**第6条【生きる権利・育つ権利】**  
すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

日本ユニセフ協会のホームページには、第1条～第40条までが分かりやすく訳されています。

まだまだ知らない人も多い条約。まずはどんなものか見てみましょう。



### ● 家庭教育を実践する日とは？

「家庭の日（毎月第三日曜日）」と「早く家庭に帰る日（8のつく日）」を合わせた日です。3月は8日、15日、18日、28日です。

● 家庭教育に関するご相談は  
岐阜県 県民生活課 生涯学習係

TEL 058-272-8752

このNewsLetterは  
岐阜県HPにも掲載しています。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13009.html>

